

災害時避難者受入施設支援事業 (第2期)

地方公共団体もしくは組合等との間で災害協定を結んでいる宿泊施設が、非常時に避難先となり、近隣住民等の受け入れを行えるよう、災害対策環境の整備等を支援します。

支援対象

地方公共団体もしくは組合等との間で
災害協定を結んでいる宿泊施設

■補助率: 1/2

■補助上限額: 1施設あたり2,000万円 ※補助金申請額は最低1,000万円

■公募期間: 令和3年10月20日(水)～令和3年11月12日(金)

優先採択について

2期公募では、「観光施設における心のバリアフリー認定制度(※)」の取得者(取得見込み者)を優先的に採択します。また、「既存観光拠点の再生・高付加価値化推進事業」区分1 自治体DMO型や区分2 事業者連携型の施設改修の補助事業者も対象とします。優先採択の順位については、公募要領をご確認ください。

※認定制度の詳細は、観光庁webサイトをご確認ください。
https://www.mlit.go.jp/kankocho/shisaku/sangyou/innovation_00001.html

観光庁 心のバリアフリー

検索

[審査から事業完了までの流れ]

審査

以下の項目を満たしているか、審査します。

- (1) 地方公共団体と協定を締結した宿泊施設を所有しており、
災害等発生時に率先して被災者を受け入れる意思を有していること。
- (2) 災害時に避難先として迅速な対応を行えるよう、
改修、補強、整備等の計画を十分に検討していること。
- (3) より多くの被災者の受入に資するよう、
事業費2,000万円以上の補助事業を予定していること。

採択・事業開始

採択後、計画に基づき補助事業を具体化し、個別に補助金交付申請を行う。
交付決定を受けた補助対象事業者は、補助事業を開始する。

完了

令和4年2月末までに完了。

詳細は、必ずwebサイトより公募要領をご確認ください。



補助対象事業

- ① 高付加価値化・災害対策環境の整備の双方に資する施設改修
 - ▶ 客室における改修（客室出入口、トイレ、浴室、洗面所等）
 - ▶ 共用部における改修（敷地内通路、階段、廊下、屋内通路等）
- ② 消防用設備及び災害対策環境の整備に伴う設備の購入等
 - ▶ 消防用設備の補強等（スプリンクラーの耐震補強等）
 - ▶ 自家発電装置の購入等

1申請あたりの補助上限額 **2,000万円**

※補助金申請額は最低1,000万円とします。

※①②を組み合わせる申請を行うことは可能です。

※②の補助上限額は600万円、申請金額の3割が上限となります。

【補助額例】

① 高付加価値化・災害対策環境の 整備の双方に資する施設改修 1,400万円	+	② 消防用設備及び災害対策環境 の整備に伴う設備の購入等 600万円
① 高付加価値化・災害対策環境の 整備の双方に資する施設改修 1,700万円	+	② 消防用設備及び災害対策環境 の整備に伴う設備の購入等 300万円
① 高付加価値化・災害対策環境の 整備の双方に資する施設改修 2,000万円	+	② 消防用設備及び災害対策環境 の整備に伴う設備の購入等 0万円

詳細は、必ずwebサイトより公募要領をご確認ください。

